

# 令和3年度(2021年度)高齢者インフルエンザ予防接種費助成制度のお知らせ

※特別な理由により八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市の指定医療機関以外で、高齢者インフルエンザ予防接種を受けて医療機関に費用を支払った場合、申請に基づきその費用を上限額に応じて助成します。

【期間】 令和3年(2021年)10月11日から令和4年(2022年)1月31日まで

【助成を受けることができる方】 接種当日に八王子市に住民登録がある65歳以上の方など。

【助成額】 医療機関に支払った費用のうち、市が定める限度額(表)の範囲内で助成金をお支払いします。

【助成回数】 1回

(表) 助成限度額

予防接種の種類	助成金の限度額	予診のみの場合の限度額
高齢者インフルエンザ	2,936	2,936

(助成金額の例)

・接種料金が4,000円の場合は、自己負担額2,500円を差し引いた残り1,500円が助成されます。

・接種料金が6,000円の場合は、自己負担額2,500円を差し引いた残りは3,500円ですが、助成限度額である2,936円が助成されます。

※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の方の助成金の限度額は5,436円です。  
接種日以前に発行された「受給証明書」を予防接種助成金交付申請書に添付してください。

【助成を受ける手続きの流れ】

1. 「予防接種依頼書の発行について(申請)」に必要事項を記入し、下記窓口に申請(郵送可)



2. 依頼書・予診票・助成金交付申請書・助成金交付請求書を受領



3. 依頼書・予診票を医療機関に持参して接種

※接種費用を支払い、領収書・予診票(市提出用)を受け取る。



4. 下記窓口に助成金交付申請(郵送可)

【提出書類】

① 予防接種費助成金交付申請書

② 予防接種費助成金交付請求書

③ 領収書(医療機関発行の原本。ワクチンの料金明細がわかるもの。)

④ 予診票(市提出用)

※生活保護受給者は、生活保護受給証明書を提出。

※中国残留邦人等支援給付受給者は、中国残留邦人等支援給付受給証明書を提出。

注) 申請は令和4年3月31日までに行ってください。

5. 助成金交付決定後、指定口座へ振込(決定後、下記窓口より通知を送付します。)

※次の場合は助成対象となりません。

- ・助成の手続きを経ずに受けた接種
- ・指定の期間外に受けた接種
- ・指定した医療機関以外で受けた接種
- ・接種日から1年を超えての助成金交付申請

※万が一、接種を受け重篤な健康被害が発生し、国に認定された場合には、予防接種法の規定に基づき給付が行われます。

【問合せ先】

〒192-0083 八王子市旭町13-18 八王子市保健所 健康政策課 予防接種担当  
TEL 042-645-5102 FAX 042-644-9100

